

# 政治団体設立届

令和 年 月 日

総務大臣 殿  
富山県選挙管理委員会

政治団体の名称 \_\_\_\_\_

事務所の所在地 \_\_\_\_\_

代表者の氏名 \_\_\_\_\_ ○

政治資金規正法第6条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

### 記

名称	(ふりがな)		政治団体の区分			
			<input type="checkbox"/> 政党の支部 <input type="checkbox"/> 政治資金団体 <input type="checkbox"/> 政治資金規正法第18条の2第1項の規定による政治団体 <input type="checkbox"/> その他の政治団体 <input type="checkbox"/> その他の政治団体の支部			
			国会議員関係政治団体の区分			
			<input type="checkbox"/> 政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体 <input type="checkbox"/> 政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体			
目的	別紙のとおり	組織年月日	年 月 日			
主たる事務所の所在地	(〒 - ) (TEL - - ) ( 方)					
主たる活動区域						
代表者	氏名(ふりがな)	住所(〒 - )	生年月日	選任年月日		
		(TEL - - )	年 月 日	年 月 日		
会計責任者	氏名(ふりがな)	住所(〒 - )	生年月日	選任年月日		
		(TEL - - )	年 月 日	年 月 日		
会計責任者の職務代行者	氏名(ふりがな)	住所(〒 - )	生年月日	選任年月日		
		(TEL - - )	年 月 日	年 月 日		
支部の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	課税上の優遇措置の適用関係の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			
政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体	代表者である公職の候補者に係る公職の種類					
	<input type="checkbox"/> 衆議院議員(現職) <input type="checkbox"/> 衆議院議員(候補者等) <input type="checkbox"/> 参議院議員(現職) <input type="checkbox"/> 参議院議員(候補者等)					
政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体	公職の候補者の氏名		公職の候補者に係る公職の種類			
	(ふりがな)		<input type="checkbox"/> 衆議院議員(現職) <input type="checkbox"/> 衆議院議員(候補者等) <input type="checkbox"/> 参議院議員(現職) <input type="checkbox"/> 参議院議員(候補者等)			

(備考)

- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
- 2 政治団体の支部にあつては、「名称」欄にその名称を記載するとともに、当該支部を支部とする政治団体の名称を「(本部)何々」の例により記載すること。
- 3 「□」内には、該当するものに「■」を記入することとし、「政治団体の区分」欄の中の該当する「□」に「■」を記入するとともに、「国会議員関係政治団体の区分」欄の中の該当する「□」にも「■」を記入すること。
- 4 「組織年月日」欄には、政治団体の組織の日又は法3条第1項各号又は第5条第1項各号の団体となった日を記載すること。なお、法第18条の2第1項の規定による政治団体(以下「特定パーティー開催団体」という。)にあつては、政治団体とみなされることとなった日を記載すること。
- 5 「主たる事務所の所在地」欄には、例えば、「東京都千代田区〇〇町1丁目1番1号〇〇会館〇号室」というように詳細に記載すること。
- 6 「主たる活動区域」欄には、2以上の都道府県にわたる政治団体にあつては、例えば、「全国」、「九州各県」、「甲県及び乙県」というように具体的に記載し、活動区域が1の都道府県の区域内である政治団体にあつては、例えば、「甲県」、「甲町及び乙町」というように具体的に記載すること。なお、特定パーティー開催団体にあつては、開催する政治資金パーティーの開催場所を、例えば、「東京都千代田区〇〇町1丁目1番1号〇〇会館〇〇の間」というように詳細に記載すること。
- 7 「課税上の優遇措置の適用関係の有無」とは、租税特別措置法第41条の18第1項各号のいずれかに該当するか否かにより記入すること。
- 8 「代表者である公職の候補者に係る公職の種類」欄及び「公職の候補者に係る公職の種類」欄には、衆議院議員又は参議院議員の区分により、その職にある者にあつては「衆議院議員(現職)」、その職の候補者及び候補者となろうとする者にあつては「衆議院議員(候補者等)」の例により記載すること。
- 9 代表者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。  
ただし、代表者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りでない。
- 10 政党、政治資金団体又はその他の政治団体がこの届出をする際には、法第6条第2項に規定する綱領、党則、規約その他の政令で定める文書を併せて提出すること。なお、特定パーティー開催団体にあつては、開催計画書その他の政令で定める文書を併せて提出すること。

(後援会規約の例)

# とやま太郎後援会規約

(名称・所在地)

第1条 本会は、とやま太郎後援会と称し、主たる事務所を〇〇市内におく。

(目的)

第2条 本会は、県政の発展と県民生活の向上のために尽力している富山太郎氏の政治活動を後援することを本来の目的とし、あわせて会員相互の親睦を深めることを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 講演会、座談会等の開催
- (2) 会報等の発刊及び配布
- (3) 関係諸団体との連携
- (4) その他本会の目的達成のため必要な事業

(会員)

第4条 本会は第2条の目的に賛同し、入会申込書を提出した者を持って会員とする。

(役員)

第5条 本会に次の役員をおく。

会長	1名
副会長	2名
幹事	若干名
会計責任者	1名
監事	2名

(役員を選出及び任期)

第6条 役員は総会において選出する。

2 役員任期は2年とする。但し、再任を妨げない。

(会議)

第7条 会長は、毎年1回の通常総会を招集するほか必要に応じ臨時総会を招集する。

2 会長は、必要に応じ役員会を招集する。

(経費)

第8条 本会の経費は、会費（年額〇〇〇〇円）、寄付金その他の収入をもって充当する。

(会計年度及び会計監査)

第9条 本会の会計年度は、毎年1月1日から12月31日までとする。

2 会計責任者は、本会の経理につき毎年1回監事による監査を受け、その監査意見書を付して総会に報告する。

(規約の改廃)

第10条 本規約の改廃は、総会において決定する。

(補則)

第11条 本規約に定めなき事項については、役員会で決定する。

附則 本規約は、令和●●年■月▲日から施行する。

(備考)

本記載例は後援会の場合の規約の例であり、必ずしもこの様式による必要はありませんが、以下の事項は必ず定めてください。

- ① 政治団体の名称及び事務所の所在地に関する規定
- ② 目的に関する規定
  - ア 後援団体の場合は、当該団体が支持・推薦する公職の候補者等の氏名を含めること。
  - イ 後援団体以外の団体の場合は、政治活動を目的とすることが明確に分かること。
- ③ 活動内容（事業内容）に関する規定
- ④ 組織や意思決定に関する規定
- ⑤ 経費の負担等会計に関する規定（会計年度に関する規定を含む。）
- ⑥ 規約の施行年月日に関する規定（附則。施行年月日は、原則として設立届の「組織年月日」及び各役員の「選任年月日」と一致する。）